

## 姫路市入札監視会議要綱

平成17年 9月 1日

最終改正 平成26年 3月27日

(開催)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るため、姫路市入札監視会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市が発注した建設工事（以下「工事」という。）に係る入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 工事に係る制限付一般競争入札における入札参加資格の設定の理由及び経緯、工事に係る指名競争入札における指名の理由及び経緯等工事に係る入札及び契約手続について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときに、市長に意見を具申すること。
- (3) 姫路市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要綱（平成17年9月1日制定）に基づき、再苦情申立てについて、市長に意見を具申すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るために市長が必要と認める事項について、市長に意見を具申すること。

(委員)

第3条 会議は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が選定した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、4人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を掌理し会議を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が開催する。

2 会議は、原則として非公開とする。

3 会議の議事の概要は、これを公表する。

(工事の抽出)

第6条 第2条第2号の工事は、会議においてあらかじめ指定した委員が、事前に、同条第1号の報告の対象となる工事のうちから、入札の方式別に、無作為に抽出するものとする。

2 前項の規定により工事の抽出を行った委員は、会議においてその結果を報告するものとする。

(意見等の公表)

第7条 会議は、第2条第2号の規定に基づき意見を述べ、又は勧告を行った場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある入札及び契約手続について意見を述べるできない。

(事情聴取)

第9条 会議は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求めてその説明を聴き、又は関係する職員に資料の提出を求めることができる。

(会議の庶務)

第10条 会議の庶務は、契約課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日改正）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日改正）

1 この要綱は、平成23年3月10日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、この要綱による改正後の姫路市入札監視会議要綱第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。